

★ 保育所入所申込に必要な書類等について (在園児①～④ 新入児①～⑤) + 該当する方のみ添付書類

①支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書	申込書の記入上の注意(裏面に記載)を熟読して必要事項を記入して下さい。 *支給認定について、保育の必要な事由等から、保育の必要量が「保育標準時間(11時間保育)」または「保育短時間(8時間保育)」に区分されます。	
<p>保育所は、児童の保護者が仕事を持っている、病気である、病人の看護をしている等の理由で乳幼児を家庭で保育できない場合に、保護者に代わって日々保育する児童福祉施設です。</p> <p>小学校入学準備のためや集団生活を体験させるため等の理由では入所の対象とはなりませんのでご注意ください。</p> <p>下記のいずれかの事由に該当する場合に、保育所への入所申し込みができます。</p>		
②保育を必要とする 事由を証する書類 (就労証明書・診断書等)	就 労	就労証明(確認)書 *町所定の様式があります (受付現在の就労証明(確認)書を提出して下さい。)
	妊娠・出産	妊娠証明書又は母子手帳(出生日または出産予定日が分かるもの) ★保育期間は産前・産後各8週間です
	疾病・障害	保護者等が疾病の場合は、診断書(治療の期間を明記したもの) 保護者等が障害をお持ちの場合は、診断書等
	介護・看護	介護や看護を必要とする世帯員の診断書等
	災害復旧	罹災証明書等
	求職活動	求職活動申立書「就労証明書について」 *町所定の様式があります。 ★保育期間は原則2ヶ月間です
	就 学	在学証明書と時間割(学校が発行したもの)
◆児童と生計を一にする 保護者等(父母及び満70 歳未満の世帯員)の確認 書類が必要です◆	そ の 他	育児休業取得中に、既に保育を利用している子ども(3歳児以上)がいて継続利用が必要である、等その他上記に該当しない場合は、事情を明記したもの *内容により別途確認書類をご提出いただく場合があります。事前にご相談ください。
③申告書兼調査書	正確に記入してください。	
④食物アレルギー調査票	正確に記入してください。	
⑤生活状況調査表	新入児のみ	

注) 育児休業明け(職場復帰)による新規入所は「就労」でご申請ください。

注) 在園児に限り育児休業取得中でも継続入所が認められる場合がありますので事前にご相談ください。

★ その他以下に該当する方の添付書類

※ 満70歳未満の世帯員が居る世帯 (生計同一の場合のみ)	保育ができない理由の証明 (就労証明書または診断書等 上の表に同じ)
※ 母子・父子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯 (保育所利用料が減免される場合がありますので ご提出ください。該当世帯であっても提出のない場 合は減免適用されませんのでご注意ください。)	<p>[母子・父子世帯]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当証書または認定通知書 ・ひとり親家庭医療受給者証 ・遺族年金振込通知書 <p>[在宅障害児(者)のいる世帯]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳(身体・療育・精神)
※ 婚姻によらないひとり親世帯 (寡婦控除が適用されたとみなし、保育所利用料が軽 減される場合がありますので、ご提出ください。)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の戸籍全部事項証明書

★ 年度途中で修正申告等により税額が変わった場合には、保育所利用料も変わることがありますので、必ずご連絡ください。

◆事実と異なる申し出をされた場合、たとえ入所後でも入所を取り消します◆